

## グリーンな飼養体系加速化事業Q&A（令和7補正・令和8当初）【未定稿】

注：本Q&Aは現時点版であり、今後変更があり得ることに留意願います。

2026.4.8版

	大項目	中項目	小項目	問	答	備考
A-1-01	事業の実施体制	事業実施主体	全般	飼料を給与する（検証を行う）農業者が単独で事業実施主体となることはできるか。	事業実施主体は協議会等である必要があり、農業者単独で事業実施主体となることは出来ません。	
A-1-02	事業の実施体制	事業実施主体	全般	1つの事業実施主体が、畜種や地域ごとに複数の事業を申請することは可能か。	可能です。この場合、畜種ごとや地域ごとにそれぞれ事業申請を行い、飼養マニュアル等もそれぞれ作成してください。 なお、同一の都道府県内で同一畜種かつ同一の環境にやさしい飼養技術を検証する場合は、都道府県知事が特に必要と認める場合に限ることにご注意ください。	
A-1-03	事業の実施体制	事業実施主体	協議会	事業実施主体となる協議会は、新たに立ち上げる必要があるのか。	新たに立ち上げなくても、既存のクラスター協議会等が事業実施主体となることが可能です。	
A-1-04	事業の実施体制	事業実施主体	協議会	協議会の構成員はどのような者とすれば良いのか。	本事業は検証を行った飼養体系を地域内に普及することを目的としていることから、①検証を行う農業者と②普及を担う県か農協のいずれか又は両方の参加が必須となっています。なお、それ以外の構成員については特に決まりがなく、例えば、飼料メーカー等の関係者が該当するものと考えられます。	
A-1-05	事業の実施体制	事業実施主体	農業協同組合	全国団体か単協のいずれを想定しているのか。	本事業は地域単位でのGHG削減の取り組みを後押しするための技術検証と普及を行う事業であることから、事業実施主体は、全国団体ではなく、会員組織の農協単位を想定しています。なお、交付金は都道府県を通じて交付されます。	
A-1-06	事業の実施体制	事業実施主体	農業協同組合	全国団体が事業実施主体になることは可能か。	本事業は地域単位でのGHG削減の取り組みを後押しするための技術検証と普及を行う事業であることから、事業実施主体は、全国団体ではなく、会員組織の農協単位を想定しています。ただし、全国団体が協議会の構成員として参加し、技術的な指導や事務的な協力を行う事は可能です。なお、事業実施主体となる農協や農業者が異なれば、同一県下で複数事業を実施することも可能です。	
A-1-07	事業の実施体制	事業実施主体	農業協同組合	複数県を担当する事業所が、複数県の事業の事業実施主体となることは可能か。	本事業は県を通じた交付金となっていることから、複数県を担当する全国連の支所や県域単位とする農協が窓口となって事業を実施する場合は、事業実施主体を会員組織である地域農協単位での事業地区として整理して頂く必要があります。事業実施主体となる事務局の立ち上げや交付金の交付手続き等、協議会への県の関与について、事前に県と十分ご相談ください。	
A-1-08	事業の実施体制	事業実施主体	農業協同組合	同一県内で、同じ全国団体に属する複数の単協が事業を実施することは可能か。また、1つの単協が複数の事業を実施することは可能か。	いずれも可能です。それぞれの検証内容について、それぞれの事業実施主体（単協）がそれぞれの事業について事業申請してください。なお、原則、検証を行う農業者が重複しないようご注意ください。	
A-2-01	事業の実施体制	農業者	-	検証を行う農業者は1戸でも差し支えないか。2戸以上必要か。	農業者の戸数に規定はありません。 なお、1地区（1申請）あたりの交付額の上限は、検証する農家数の戸数に関わらず、一律300万円となっています。	

A-2-02	事業の実施体制	農業者	-	農業者の事業への参加はどの程度求められるのか。	農業者については、検討会に出席し、技術検証を事業実施主体と共に実施すること等を想定しています。
A-2-03	事業の実施体制	農業者	-	同一の農業者が複数の事業において検証を行うことは可能か。	本事業は検証を行った飼養体系を地域内に普及することを目的としていることから、検証する農業者にも偏りがないことが望ましいため、原則として、同一の農業者が複数の事業の検証を行うことはできません。ただし、検証する畜種や技術が異なり、特段の理由（実証の実施能力の観点から代替できる他農場が無い等）がある場合には、同一の農業者が複数の事業において検証を行うことも可能と考えます。判断に迷う場合には個別にご相談ください。
A-2-04	事業の実施体制	農業者	-	同系列の農場は、異なる農業者として取り扱うことが可能か（例：A農協地区にxx養豚の第1農場、B農協地区に同農場の第2農場がある。同一県内の複数の農協で事業を実施する場合、それぞれの農場を検証を行う農業者とすることは可能か）	本事業は検証を行った飼養体系を地域内に普及することを目的としていることから、同系列の農場が複数の単協管内（他地域）にある場合には、異なる農業者として取り扱うことが可能です。ただし、同系列の農場が同一単協内（同一地域内）にある場合には、原則として、同一の農業者として整理します。なお、特段の理由（実証の実施能力の観点から代替できる他農場が無い等）がある場合等判断に迷う場合には個別にご相談ください。
A-2-05	事業の実施体制	農業者	-	他事業で交付金等を受領する農業者が技術検証を行うことは可能か。	他事業で既に交付金等の交付を受ける農場においてグリーンな飼養体系の検証を行うことは可能です。ただしこの場合、本事業での交付対象は、既に交付の対象となっているものとは異なる取組や経費に限られますので、具体的な事案がある場合には個別にお問合せください。
A-3-01	事業の実施体制	都道府県との連携	-	「都道府県を構成員又は参加者にしないう場合、事業実施計画の進捗状況について情報共有をすること」とされているが、情報共有の頻度や方法いかな。	事業で検証した飼養体系は、飼養マニュアル等により地域に普及させるものであることから、都道府県（普及組織）が構成員又は参加者でない場合でも、都道府県が検証の状況を把握する必要があります。 情報共有の頻度・方法等は以下を想定しています。 ・頻度：事業開始前（要望調査～割当内示の間）、事業実施期間中（検証技術の追加・取りやめ、実施時期の変更など、当初の計画から変更があった場合随時）、事業終了後 ・方法：メールor書面。様式不問。 （参考：本項目は、先行している農産サイドにおいて、県（普及組織）との連携がうまくいかなかったことが原因で事業の円滑な実施ができなかった地区があったことから、全メニューに一律追加されたものです）
A-3-02	事業の実施体制	都道府県との連携	-	都道府県とは、情報共有のほか、「必要な連携を図るものとする」とあるが、「必要な連携」とは何か。	技術的指導や情報提供を想定しています。 通常の普及活動の一環として技術指導を行う場合もこれに該当します。
B-1-01	事業内容	全般	-	本事業の対象畜種は牛（乳用牛又は肉用牛）のみか。豚、鶏も対象となるか。	豚・鶏も補助対象となります。なお、GHG排出の原因や排出量を鑑みると、牛が主な対象になるものと考えています。

B-1-02	事業内容	全般	-	検証する頭数の規模に関する規定はあるか。	頭数規模の規定はありません。ただし、通常の飼養方法が群管理の場合は群単位での給餌で検証を実施する等、地域内の他の畜産農家への普及を意識した頭数設定としてください。他方、検証の規模に関わらず、1地区（1申請）あたりの交付額の上限は300万円となっていますので、交付額の範囲内で費用（飼料等の掛かり増し経費、普及経費等）が賄えるかにもご注意ください。	
B-2-01	事業内容	グリーンな飼養体系の検証	全般	GHGの排出削減量を計測する必要があるのか。	本事業では、試験研究機関等において既にGHGの削減効果が認められている技術を対象とするため、GHG排出削減量を実際に計測する必要はありません。効果の確認にあたっては、J-クレジット制度の方法論からGHG排出削減量を算出することが望ましいですが、困難な場合には、以下の項目が代替指標になると考えられます。判断に迷う場合には個別にお問い合わせください。 ①飼料・飼料添加物の給与に関する取組：肥育期間の短縮日数、給餌飼料に含まれるCP値の変化量等 ②家畜排せつ物の管理方法の変更に関する取組：「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」に記載された処理方法別のCH <sub>4</sub> ・N <sub>2</sub> O排出係数の変化等（参考： <a href="https://www.nies.go.jp/gio/archive/nir/ua88o20000099s22-att/NID-JPN-2025-v3.0_J_gioweb.pdf">https://www.nies.go.jp/gio/archive/nir/ua88o20000099s22-att/NID-JPN-2025-v3.0_J_gioweb.pdf</a> の表5-16及び表5-17）	J-クレジット制度の方法論
B-2-02	事業内容	グリーンな飼養体系の検証	全般	具体的にどのような事項を検証すれば良いか。	「グリーンな飼養体系で飼養した家畜」と「慣行の飼養体系で飼養した家畜」を比較することで、GHG排出削減に資する飼料等による家畜の生育状態や生産物（生産量や品質等）への影響、コスト等を検証することを想定しています。なお、GHG排出削減量は、実際に測定するのではなく、J-クレジット制度の方法論等から算出すること等を想定しています（B-2-01参照）。	J-クレジット制度の方法論
B-2-03	事業内容	グリーンな飼養体系の検証	検証する技術	GHG排出削減に資する飼料添加物であれば、試験研究段階のものを給与する取組も対象となるか。	本事業は新たな技術開発を支援するものではありませんので、試験研究段階の飼料添加物等を給与することは本事業の対象となりません。本事業は、GHG排出削減に資すると認められた技術を含む飼養体系を検証し、得られた結果から効果的な飼養方法等を地域に普及することを目的としています。	
B-2-04	事業内容	グリーンな飼養体系の検証	検証する技術	検証対象の飼料等は、特定の商品に限定されているのか。	検証する商品は限定していませんが、地方農政局等又は都道府県から求められた場合には、当該商品のGHG排出量削減効果が分かる資料等を提出する必要がありますのでご注意ください。なお、グリーンな飼養マニュアルには、商品名ではなく成分名を記載する等、個別商品のPRとならないようご留意願います。	
B-2-05	事業内容	グリーンな飼養体系の検証	検証する技術	飼料添加物の添加量について規定はあるか。	本事業では規定していません。ただし、一般に、飼料添加物には効果を得るために必要な添加割合等が定められているため、それを下回らないように給与すべきと考えます。	

B-2-06	事業内容	グリーンな飼養体系の検証	検証する技術	地域で既に取り組みされている技術を対象にすることは可能か（地域の一部で先進的に取り組みられている場合）。	地域の一部において先進的に取り組みられている技術について、地域全体への普及を図るために、本事業で飼養マニュアル・産地戦略を策定することは可能です。この場合、産地の一般的な飼養体系と比較して、技術検証、グリーンな飼養マニュアル・産地戦略の策定をしていただくこととなります。 なお、本事業で対象となる経費は掛かり増し分となりますので、既に取り組みられている農場で従来から給与されている飼料にかかる経費は補助対象とはならない点にご留意ください。	
B-2-07	事業内容	グリーンな飼養体系の検証	検証する技術	地域で既に取り組みられている技術を対象にすることは可能か（地域の全域で既に取り組みられている場合）。	地域の全域で既に取り組みられている技術と全く同じ商品・方法であれば、対象とすることは困難です。ただし、商品や成分、飼養方法や利用方法等が異なる内容であれば、対象とすることは可能です。例えば、同じ商品であっても、肥育前期での給与が既に取り組みられている飼料について、検証されていない肥育後期での給与手法・影響等について検証・普及する場合には、本事業を活用いただくことが可能です。	
B-2-08	事業内容	グリーンな飼養体系の検証	検証する技術	1つの事業で複数の技術について検証する場合、同じ農場で検証する必要があるか。	効率的・効果的な検証のために両技術をそれぞれ個別に検証することが適当である場合等は、両技術を異なる農場で検証することもあり得ると考えます。なお、最終的には、原則、両技術を取り入れた飼養体系について、地域への普及・定着を進めていくものであることをお含みおきください。	
B-2-09	事業内容	グリーンな飼養体系の検証	検証する技術	強制発酵等GHG排出が少ない家畜排せつ物の管理方法は、「検証する技術」に含まれるのか。	前提として、GHG排出削減に資する飼料等を給与する飼養体系の検証・普及については必ず行っていただく必要があります。その上で、「その他畜産由来の温室効果ガスの削減に資する技術」として、堆積型発酵に比べてGHG排出が少ない強制発酵等の家畜排せつ物管理についても、併せて検証・普及を行っていただくことは可能です。	
B-3-01	事業内容	グリーンな飼養マニュアル等の作成	グリーンな飼養マニュアル	グリーンな飼養マニュアルの作成は必須か。普及にあたって、マニュアルを作成せずに、勉強会等で情報発信をするのみとしても差し支えないか。	飼養マニュアルの作成は必須です。 なお、マニュアルの様式等形式に関する規定はありません。地域の農業者が当該マニュアルを見て、容易に検証技術の特徴を把握できるような内容を想定しています。	
B-3-02	事業内容	グリーンな飼養マニュアル等の作成	グリーンな飼養マニュアル	グリーンな飼養マニュアルにはどのような内容を盛り込めば良いのか。	検証したグリーンな飼養体系の普及に必要な情報を記入してください。地域の農業者が当該マニュアルを見て、容易に検証技術の特徴を把握できるような内容を想定しています。 具体的には、検証結果を踏まえた飼料等の給与量・給与時期、生産物への影響（生産量や肉質・乳質等）、費用対効果、導入に当たった留意点等が想定されますが、技術や地域の特性、畜種によって記載すべき情報が異なると考えられるため、対外的に説明できる必要最低限以上の情報を各事業実施主体の判断で記載してください。なお、先行している農産サイドで作成されたマニュアルや産地戦略をHPでご覧いただくことが可能です。	農産サイドで策定されたマニュアル・産地戦略

B-3-03	事業内容	グリーンな飼養マニュアル等の作成	グリーンな飼養マニュアル	グリーンな飼養マニュアルの分量（枚数・文字数等）に規定はあるのか。	枚数や文字数、様式等に関する規定はありません。 「グリーンな飼養マニュアル」には検証したグリーンな飼養体系の普及に必要な情報が盛り込まれていることが重要ですので、例えば、市販商品のパンフレット情報に加えて、検証により得られた結果や留意点等、普及に必要な情報を簡潔に記載した資料をグリーンな飼養マニュアルとすることも可能です（ただし、個別商品のPRとならないよう、商品名ではなく成分名を記載するなど留意ください）。 なお、先行している農産サイトで作成されたマニュアルや産地戦略をHPでご覧いただくことが可能です。	農産サイトで策定されたマニュアル・産地戦略
B-3-04	事業内容	グリーンな飼養マニュアル等の作成	産地戦略	グリーンな飼養体系の取組頭数について、「普及目標年」の頭数（産地戦略目標）は「事業実施年」の頭数を含んだ頭数との認識でよいのか。	ご認識の通りです。「普及目標年」には、「事業実施年」の頭数を含んだ頭数を記入してください。	
B-3-05	事業内容	グリーンな飼養マニュアル等の作成	産地戦略	グリーンな飼養体系の取組頭数について、「普及目標年」の頭数に規定はあるのか。	原則、事業実施年の取組頭数を超える頭数を記入してください。 事業実施年と同じ頭数とする場合は、必要最低限の頭数になっている理由を対外的に説明可能なよう合理的に整理してください。なお、原則、事業実施年を下回る頭数とすることはできません。 また、事業実施年からの増加頭数に規定はありませんが、事業実施計画書の「事業実施計画に対する評価の考え方」⑤-3ア「地域内の普及目標割合」で選択した普及目標戸数割合と同程度拡大していることが望ましいと考えます。	
B-3-06	事業内容	グリーンな飼養マニュアル等の作成	グリーンな飼養マニュアル・産地戦略	複数の市町村域で取り組む場合、飼養マニュアルや産地戦略は市町村域ごとに策定する必要があるのか。（例：協議会の構成員が2つの市にまたがる場合、飼養マニュアルや産地戦略は2つずつ作成する必要があるのか）	産地戦略は、各産地におけるグリーンな飼養体系の普及のための指針・計画のため、市町村域が異なっても一体的に普及を行う場合には1つの産地戦略を策定することができます。ただし、それぞれの市町村域で個別の普及を行う場合には、1つの産地戦略内で項目を分ける、産地戦略を2つ策定する等、それぞれの産地戦略が分かるようにしてください。 一方で、飼養マニュアルは、検証結果を踏まえ、グリーンな飼養体系の普及に向けて技術導入に必要な情報等を記載するものですので、原則、1つの飼養マニュアルを作成頂ければ問題ありません。	

B-3-07	事業内容	グリーンな飼養マニュアル等の作成	その他	検証の結果、検証した技術を産地に導入することが困難であると判明した場合、マニュアル等の作成はどのように対応すべきか。	<p>① 検証した技術が地域に適さないことが判明した場合（地域にグリーンな飼養体系を導入することが困難である場合）： 飼養マニュアル及び産地戦略の策定は不要です。ただし、飼養マニュアル等に代えて、当該技術の導入が困難である要因を分析した資料（要因分析資料）を作成し、事業実施状況報告とあわせて提出してください。</p> <p>② 検証した<b>技術の一部</b>が産地に適さないことが判明した場合（地域に適すると判明した技術に関するグリーンな飼養体系を導入できる場合）： 地域に適すると判断した技術によるグリーンな飼養体系の飼養マニュアル及び産地戦略を策定してください。それに加え、地域に適さないことが判明した技術については、要因分析資料を作成し、事業実施状況報告とあわせて提出してください。</p>
B-3-08	事業内容	グリーンな飼養マニュアル等の作成	その他	検証の結果、検証した技術を地域に導入することが困難であると判明した場合には、その要因を分析した資料（要因分析資料）を作成して提出することとなっているが、当該資料にはどの程度の情報を記載すればよいのか。	<p>次の内容について、第三者が分かるように記載してください。</p> <p>① 想定していた効果及び実際の検証結果の概要 ② ①を踏まえた、当該技術の導入が困難と判断した理由 ③ 今後の方針</p>
B-4-01	事業内容	情報発信	-	農協が事業実施主体である場合、検証結果を普及するエリアは、検証を行った農協単位内と考えてよいのか。その他の地域に周知範囲を広げても問題ないか。	まずは実施主体である農協の区域内に普及・展開いただき、そのうえで、他の地域にも普及する場合は問題ありません。
C-1-01	対象経費	全般	-	どのような経費が交付対象となるのか。	<p>補助の対象は、グリーンな飼養体系の検証やグリーンな飼養マニュアルや産地戦略の策定・普及に要する経費です。具体的には、検討会の開催費、検証に要する掛かり増し経費（新たに取り入れる飼料代等）、普及に要するチラシの印刷代や講習会の開催費等となります。</p> <p>（注）GHG排出削減に資する飼料の検証・普及を主とする事業ですので、本事業で施設・機械を整備することは想定していません。</p>
C-2-01	対象経費	賃金	-	都道府県、市町村職員の人件費は対象外とのことだが、本事業を実施するために雇用了パート、アルバイト職員の賃金は対象となるか。	本事業を実施するために、事業実施主体である都道府県又は市町村が雇用了パート、アルバイトに対する賃金については、本事業の業務に従事した時間分が対象となります。
C-3-01	対象経費	事業費	原材料費	検証に必要な飼料や飼料添加物は補助対象となるのか。	<p>補助対象となります。ただし、1地区（1申請）あたりの交付額は300万円が上限となっている点にご留意のうえ事業計画書をご検討ください。</p> <p>なお、本事業で対象となる経費は掛かり増し分となりますので、従来から給与されている飼料等にかかる経費は補助対象とはできない点にご留意ください。</p>

C-3-02	対象経費	事業費	原材料費	検証対象の飼料添加物を新たに給与する場合、従来与えていた飼料（従来給与しているものと同じ商品・量）に要する経費も補助の対象となるか。	補助の対象は、原則、検証に要する掛かり増し経費となりますので、従来からの費用について補助することは困難です。ただし、実証のために新たに増頭した場合等については、300万円を超えない範囲でその飼料代も補助の対象となります。 （注）増頭する場合、家畜の購入費は補助対象にはなりません。リースにより増頭した場合には、その借上費は補助対象となります。
C-3-03	対象経費	事業費	原材料費	既に検証対象の飼料を取り入れている農業者がいる場合、その農業者を検証の主体とし、その者がこれまでと同様に給与する飼料についても補助対象とすることは可能か。	補助の対象は、原則、検証に要する掛かり増し経費となりますので、検証対象の飼料であっても、既に取り組んでいる農業者が、従来の方法で給与する飼料については補助することは困難です。ただし、商品や利用方法等を変更する等により検証する事項がある場合には、その掛かり増し分の飼料代は補助の対象となります。
C-3-04	対象経費	事業費	資機材費	環境にやさしい飼養技術の導入にあたって、畜舎等の整備・改修・増強が必要な場合に、その費用は交付対象となるか。	施設の整備、改修及び増強に係る経費は対象となりません。
C-3-05	対象経費	事業費	資機材費	環境にやさしい飼養技術の検証に係る資機材の修理やメンテナンスに係る費用は対象となるか。	資機材の修理やメンテナンスに係る費用は対象となりません。
C-3-06	対象経費	事業費	資機材費	環境にやさしい飼養技術の検証に係る資機材が検証中に破損した場合、買い直しに係る費用は対象となるか。	自然災害等のやむを得ない理由で破損した場合は、買い直しにかかる費用は対象となります。対外的な調査で問われた際にやむを得ない理由で破損したことが説明できるよう、破損した理由がわかる写真やメーカーによる証明書などを整理するようにしてください。
C-3-07	対象経費	事業費	燃料費	ガソリン代は対象となるか。	現地調査等に必要となる自動車の燃料費は対象です。
C-4-01	対象経費	旅費	-	旅費について、日当は対象となるか。	都道府県や市町村の規定を準用する場合には、当該規定の範囲内で対象とすることが可能です。
C-5-01	対象経費	委託費	-	委託費について、「事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない」とあるが、「事業そのものも又は事業の根幹を成す業務」とは具体的にどのような業務を指すのか。	本事業における事業そのもの又は根幹を成す業務とは、技術の検証を踏まえた飼養マニュアルの作成・産地戦略の策定を指します。したがって、例えば、技術の検証を全て委託したり、地域への適合性の判断を含めた飼養マニュアルの作成・産地戦略の策定の全てを委託したりすることは認められません。 なお、事業実施主体が地域への適合性の判断等を行うものの、飼養マニュアルの作成作業を委託する場合等、交付対象経費に占める委託費の割合が大きい場合は、事業実施主体の取組内容を対外的に説明できるように整理してください。

C-6-01	対象経費	その他	-	資材の購入や借上等において、検証を行う農業者の名義で購入等をして良いか。	本事業に係る経費は、原則、事業実施主体が支出してください。
C-6-02	対象経費	その他	利益排除	利益排除の規定は、どのような場合に適応されるのか。	交付対象経費の中に、事業実施主体（事業実施主体となる協議会の構成員を含む。）の自社製品の調達等に係る経費がある場合は、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益相当分が含まれることはふさわしくないので、利益相当分を差し引いた金額を交付対象額とすることとしています。 例えば、事業実施主体が販売する資機材の購入費や、事業実施主体が実施する資機材のリースや乳質分析等に係る経費を交付対象とする場合において、利益排除の規定が適応されます。
C-6-03	対象経費	その他	-	対人・対物補償、物件に対する保険、作業者に対する保険等は対象となるか。	対象外です。必要に応じて各自で加入してください。
D-1-01	配分基準	取組ポイント	普及目標戸数ポイント	検証の結果を踏まえると、グリーンな飼養体系の普及目標戸数が、配分基準で選択した水準を下回ると見込まれる場合、配分基準の第1の3（1）（事業の取り下げ、中止又は廃止）の対象となるか。	「普及目標戸数ポイント」は、検証前に見込まれる普及目標年のグリーンな飼養体系の取組戸数に対してポイントを付与するものであるため、事業要望・申請時の見込みが虚偽でない限り、事業の取り下げ、中止又は廃止の対象となりません。 この場合には、検証結果を踏まえた新たな普及目標戸数及び変更の理由について、グリーンな飼養マニュアル・産地戦略又は要因分析資料に記載してください。
E-1-01	事業成果のフォローアップ	-	-	産地戦略において普及することとしている環境にやさしい飼養体系に代えて、より効果等の優れる別の体系を普及することとしたい場合、産地戦略のフォローアップ報告はどのようにすべきか。	事業実施後に、環境負荷低減の効果により優れた飼養体系があることが判明する等の合理的な理由がある場合は、産地戦略において普及することとしている技術に代えて、新たな飼養体系についてフォローアップ報告することが可能です。 この場合は、フォローアップ報告において、当該経緯を記載するとともに、更新した産地戦略を添付してください。判断に迷う場合は、個別にご相談ください。
F-1-01	その他	交付上限	-	事業費が交付対象の上限額（1地区（1申請）あたり300万円）を超える場合、超過分を自己負担として事業を実施することは可能か。	可能です。
F-1-02	その他	交付上限	-	複数の技術を検証する場合や、検証を行う農業者が複数戸の場合の補助上限いかん。	検証する技術や検証を行う農業者の数に関わらず、1地区（1申請）あたり300万円を上限としています。

F-2-01	その他	要望調査後の変更	事業実施期間	事業実施期間を延長することは可能か。	<p>本事業の事業実施期間は原則1年間としていますので、延長はできません。1年間（令和8年度内）で検証・普及可能な内容について検討のうえ事業実施計画書を作成してください。そのため、例えば、検証にあたって、通年ではなく、特に効果を検証したい時期に絞って検証対象の飼料を給与する等が想定されます。</p> <p>なお、都道府県知事が畜種の特性等を勘案して必要と認める場合に限り、目標年度（成果目標（グリーンな飼養マニュアル及び産地戦略の策定）を達成する年度）を事業実施期間の最終年度の翌年度（令和9年度）とすることが可能ですが、事業実施期間後に要する経費については自己負担となる点にご留意ください。また、この場合には、事業実施計画書に目標年度及びその設定の考え方を明示してください。</p>
F-2-02	その他	要望調査後の変更	目標年度	目標年度を変更することは可能か。	<p>本事業の目標年度は原則事業実施年（令和8年度）としていますので、令和8年度内に成果目標である、グリーンな飼養マニュアル及び産地戦略の策定を終えるような事業実施計画としてください。</p> <p>しかしながら、検証結果等を踏まえて必要な場合には、事業実施期間の翌年度（令和9年度）に変更することが可能です。この場合には、実績報告又は実施状況報告のいずれか早い方と併せて報告してください。（実績報告書又は実施状況報告書の中に記載する方式でも、実績報告書又は実施状況報告書と別に報告書を作成する方式でも差し支えありません）</p>
F-2-03	その他	要望調査後の変更	検証する技術	要望調査後に検証する技術を変更することは可能か。	<p>大前提として、技術の変更によりポイントが減る場合は、事業を取り下げる必要がありますので、ポイントが減らないようにご注意ください。</p> <p>その上で、検証対象と認められる技術であれば変更して差し支えないと考えますが、変更を希望される場合には個別にご相談ください。</p>
F-3-01	その他	他事業の活用等	-	事業に取り込むことのメリットは何か（JGAP取得や、販売・輸出で有利等）。	<p>本事業については、GHG削減に有効とされる手法の現場実証と普及を目的としていることから、当事業の取り組みだけで直接的にJGAP取得や販売・輸出面での有利性につながることはありません。このため、Jクレジット制度の対象として登録された方法論に取り組む際に農家が懸念する事項等を検証し、将来のJクレジットの取り組みへの参加や「畜産物での見える化」の取り組みへの参加につなげる事前準備の一貫としてご理解ください。なお、今後、消費者のGHG削減の取り組みに対する意識が高まれば、流通事業者から生産段階での取り組みを求められることも予想されます。</p>
F-3-02	その他	他事業の活用等	-	事業に取り組めば、Jクレジット制度の対象や環境保全型農業直接支払交付金の対象になるのか。	<p>事業に取り組んだだけではJクレジット制度の対象にはなりません。既に登録された方法論のプロジェクトに参加するか、新たに取り組もうとする方法である場合は新たに登録を行う等既定の手続きを行う必要があります。</p> <p>また、畜産分野では環境保全型農業直接支払交付金を措置していません。</p>

F-3-03	その他	他事業の活用等	-	本事業に取り組んだ地域において、当該取組に係るJ-クレジット制度を活用することは可能か。	本事業は、環境負荷低減の取組を進めるために、検証等に必要な掛かり増し経費を支援するものです。一方、J-クレジット制度は、あくまで温室効果ガス排出削減等の取組について、削減・貯留した排出削減量をクレジットとして認証するものであり、本事業の検証農場等における本制度の活用を制限することはありません。 (J-クレジット制度の活用を制限することは、環境負荷低減の取組を抑制することにつながり、本事業の趣旨にそぐわないことから、収益納付の対象とはなりません。)	
F-4-01	その他	予算関係	-	国から県への補正予算の交付決定時期の目安を教えてください。	交付申請の内容（事業実施計画の内容）の状況により審査に必要な期間が異なりますので一概には言えませんが、一般的な補助金における、適正な交付申請の受領から交付決定までの期間は1ヶ月とされており、より早期に交付決定を受けたい場合は、所管する農政局の担当へご相談ください。	
F-4-02	その他	予算関係	-	R7補正予算とR8当初予算で要件等に違いのある事業があるか。	R7補正予算とR8当初予算で事業内容・要件等に変更点はありません。	